

鹿行ニュース No.40

平成 27 年 1 月 7 日 (水)

鹿児島県行政書士会

鹿児島市与次郎 2-4-35 KSC 鴨池ビル 202 号室

電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

鹿行発 第 174 号

平成 27 年 1 月 7 日

会員各位

鹿児島県行政書士会

会長 鎌田 敬



会長・副会長選挙の実施に伴う会費納入のお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて皆様ご存知の通り本年 5 月開催予定の定時総会までに、鹿児島県行政書士会の会長・副会長選挙が実施されます。

会長・副会長選挙の選挙権者は、鹿児島県行政書士会役員・委員選任規則 第 5 条により「会長及び副会長の選挙権を行使することができる者は、本会に属する個人会員とする。ただし、改選される会長及び副会長の任期が満了するまでに終了する最終の会計年度までの会費を、当該会計年度の 1 月 20 日までに完納していない者を除く。」となっております。

従いまして、平成 26 年度（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）につき、平成 27 年 1 月 20 日までに会費の未納がある方は、完納して頂けない限り今回の選挙権はありません。このことをご承知おき頂き、平成 26 年度会費の未納がある方は、下記期日までに事務局にて未納分の入金を確認できるようご納金ください。また、未納のない方も下記期日に会費が確実に口座から引き落とされるようご準備、ご確認ください。

なお、26 年度会費を既に完納頂いた会員の皆様及び、行き違いご入金の場合はご容赦願います。

自動引き落とし日

納 入 期 日

平成 27 年 1 月 20 日(火)

※自動引き落としの会員の方は、引き落とし口座の残高確認をお願い致します。

※自動引き落としでない会員の方は、お手数をお掛けいたしますが、以下の口座に上記期日までにお振込み下さい。

【振込口座】 鹿児島銀行 本店 (普) 2370174

【名 称】 鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。

使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。